

## 青森市財産区管理会設置条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">○青森市財産区管理会設置条例</p> <p style="text-align: center;">平成十七年六月三十日 条例第二百四十二号</p> <p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十三 略</p> <p><u>二十四 久栗坂財産区 委員 七人</u></p> <p>第三条～第十条 略</p>	<p style="text-align: center;">○青森市財産区管理会設置条例</p> <p style="text-align: center;">平成十七年六月三十日 条例第二百四十二号</p> <p>第一条 略</p> <p>(設置及び組織)</p> <p>第二条 次の各号に掲げる財産区に財産区管理会（以下「管理会」という。）を置き、当該各号に掲げる数の管理委員（以下「委員」という。）をもって組織する。</p> <p>一～二十三 略</p> <p>[新設]</p> <p>第三条～第十条 略</p>